

有限会社 エス・アイ・ティ
事故発生防止のための指針

令和5年10月

対象施設			
施設名	サービス付き高齢者向け住宅 La Fleur d' Alice		
所在地	茨城県土浦市桜ヶ丘町14-38		
TEL	029-827-2125	FAX	029-893-2124
e-mail	lfda@alice-sit.com		

事故発生防止のための指針

1 基本的考え方

当施設は、安全で質の高いサービスを提供するために、提供するサービスに対して常に改善を行い、事故防止に努めるものとする。また、事故が発生した場合に、速やかに適切な対応が行えるよう必要な研修を行い知識の習得に努める。

2 事故防止対策委員会

当施設では、介護事故発生の防止等に取り組むにあたって、「事故防止対策委員会」を設置する。

① 設置の目的

施設内での事故の事前防止はもとより、発生した事故に対する適切かつ速やかな対応が行われるよう介護事故防止対策等を協議することを目的とする。

② 「事故防止対策委員会」の構成委員と安全対策責任者の選任

安全対策責任者は、構成委員から選任することとする。

- ① 取締役（法人役員。委員長兼責任者）
- ② 施設長
- ③ 看護職員
- ④ 介護職員
- ⑤ その他施設職員

※その他必要に応じ委員を指名する。

③ 「事故防止対策委員会」の開催

委員会は、年2回以上、委員長の招集により開催する。なお、事故発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。

④ 「事故防止対策委員会」の役割

- ① マニュアル、事故・ヒヤリハット報告書等の整備
- ② 事故・ヒヤリハット報告の分析及び再発防止策の検討
- ③ 再発防止策の周知徹底

3 職員研修に関する基本方針

事故発生防止の知識の習得や、安全管理の徹底を図るため、職員採用時に研修を行うとともに、年2回の職員研修を実施する。

4 事故発生時の対応に関する基本方針

(1) 利用者への対応、事故処理

- ① 事故が発生した場合は、周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、当該入居者の安全確保を最優先に行う。医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行う。
- ② 事故の状況及び行った処置、利用者への対応について報告書「事故・ヒヤリハット報告書」を作成し、施設長へ報告する。

(2) 家族等への連絡・説明

- ① 施設長又はその代理人は、関係職員からの報告に基づき、家族及び担当ケアマネジャー、サービス事業所等に報告を行う。

(3) その他

- ① 必要に応じて保険者等へ事故の状況について報告を行う。
- ② 事故の状況により賠償等の必要が生じた場合は、当施設の加入する損害賠償保険で対応する。

5 介護事故発生防止のための取り組み

介護事故発生防止のために、「事故防止対策委員会」にて「事故・ヒヤリハット報告書」を集計し、介護事故等の発生時の状況等を分析することにより、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、有効な防止策を検討し、その内容を職員に周知した上で実施する。尚、防止策を講じた際は、その効果について評価を行う。

6 当指針の閲覧について

当指針は、ホームページに掲載し、利用者・家族・職員等が自由に閲覧することが出来るようにする。

<附則>

本指針は、令和5年10月1日より施行する。